

【令和元年第4回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和元年9月4日 文教委員長 河野 ゆかり

○「議案第115号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 幼児教育・保育無償化に伴い実費負担となる副食費の額及び国から示される公定価格の引下げ額について

これまで公定価格に含まれていた副食費の額について、国による自治体向けの説明会等においては、幼児教育・保育無償化後も現在と同じ4,500円が目安として示されており、本市も同額を目安とする方針の上で、これまで各施設に対する説明会等において示してきたところである。しかし、無償化の対象となる公定価格は、現在正式に示されていないため、今後、国が示す内容を踏まえ、他都市の動向を見た上で、検討を行っていきたいと考えている。

\* 主食費及び副食費の滞納が生じた場合に児童手当から徴収することへの考えについて

主食費及び副食費については、保育所等施設が利用者から直接徴収する方針とすることが内閣府によって示されており、施設から本市へ滞納に関する相談があった場合は、本市から利用者に対して支払を促す等、行政ができる範囲の中で一定の支援を行うことを考えている。また、国により実施可能とされている児童手当からの徴収については、債権の種別からも難しいと考えている。

《意見》

\* 今後、国から示される公定価格が、現在の公定価格から無償化対象外である副食費の額を差し引いた額よりも低く定められた場合、保育所等施設の運営に大きな痛手を与えることから、公定価格を低く定めることのないよう国に対して要望してほしい。また、仮に低く定められた場合には、施設の負担増となることへの対策等を国に対して要望してほしい。

\* 幼児教育・保育無償化に当たっては、今後実費負担となる副食費についても無償化の対象とすべきである。また、利用者負担の軽減措置を行う自治体も一部見られる状況であることから、本市も利用者負担の軽減を図るべきであり、副食費全額を利用者負担として無償化の対象外とする本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決